

令和2年公認会計士試験 第Ⅱ回短答式試験 企業法【講評】

企業法では20問が出題され、その内訳は、商法・会社法総則から2問、その他会社法から16問、金融商品取引法から2問でした。出題形式に大きな変更はありませんでした。

難易度は以下のとおりです。

Aランク（なるべく正答しなかった問題）... 14問

Bランク（少なくとも二択には絞りたかった問題）... 5問

Cランク（正答することが困難であった問題）... 1問

Aランクを2問ミスに留め60点（5点×12問）、Bランクから2問正答し10点（5点×2問）を獲得した場合の70点が合格ボーダーになると思われます。

各選択肢の重要度に基づく難易度は上記のとおりですが、一見「何の論点を問うているんだろう」と判断に迷う見慣れない表現が散見されています。そのため、体感としてはかなり難しく感じた受験生も多かったと思います。そのような表現がある肢はいったん無視して、確実に判断できる肢から取り組むことができたか否かが重要だったでしょう。

令和2年公認会計士試験

第Ⅱ回短答式試験

企業法・解答解説

問題 1**正解 4** (難易度：A)

- ア. × 商法 11 条 2 項。個人商人は、その商号の登記をすることができる。なお、小商人については、一般の商人の商号選択の自由を狭めるおそれがあることを考慮して、商法 11 条 2 項は適用されないことから（商法 7 条）、小商人は商号を登記することができない。
- イ. ○ 商法 15 条 2 項。商号は、商人の営業上の信用を体現するもので、財産的価値を持つことから、譲渡の対象となる。しかし、個人商人の商号は、営業とともにする場合、または、営業を廃止する場合に限って譲渡することができる（商法 15 条 1 項）。これは、商人の営業と切り離して商号だけが譲渡されるとすれば、その商号が表す営業主の同一性について、取引相手や一般公衆に誤解や混乱が生じるおそれがあるためである。当該商号の譲渡は、登記をしなければ、第三者に対抗することができない。
- ウ. ○ 908 条 1 項後段。会社法の規定により登記すべき事項は、登記の後であれば、善意の第三者に対しても登記事項を対抗することができる（908 条 1 項前段の反対解釈）。これを登記の積極的公示力という。ただし、登記後であっても、第三者が正当な事由によってこれを知らなかった場合は、善意の第三者に対抗することができない。正当な事由とは、登記されている事項を知ろうとしても知ることができない客観的障害をいう。客観的障害の例としては、交通または通信の途絶、登記簿の滅失または汚損が挙げられる。すなわち、病気や長期の旅行などの主観的障害は正当な事由に含まれない。
- エ. × 清算事務の終了および株主総会による決算報告の承認により、清算は終了する。清算株式会社は、清算の目的の範囲内において、清算が終了するまでなお存続すると規定されているので（476 条）、清算が終了すれば、会社の法人格は消滅する。清算を結了した場合は、決算報告承認の株主総会の日（507 条 3 項）から 2 週間以内に清算結了の登記をしなくてはならないが（929 条 1 号）、**法人格の消滅の効力発生は登記ではなく、清算の結了自体である。**

問題 2**正解 6** (難易度：B)

- ア. × 商法 501 条 2 号。投機売却とその実行行為は絶対的商行為に分類される。他人から取得する**動産または有価証券**の供給契約、および、その履行のためにする有償取得を目的とする行為を、投機売却とその実行行為という。つまり、将来高価で目的

物である動産、有価証券を売却する約束をしておき（投機売却）、後で当該目的物を安価で取得し実際に売却することで（その実行行為）、その差額をもって利益とする行為である。投機購買（商法 501 条 1 号）と比較して**投機売却の目的物に不動産が含まれない**理由は、不動産には個性が認められるためである。すなわち、先に他人が有する土地を売却する約束をしておき、その後当該土地を有する者から土地を購入するという取引は考えにくいから、不動産は投機売却の目的物から除外されているのである。

- イ. × 商法 510 条本文。商人がその営業の部類に属する契約の申込みを受けた場合において、その申込みとともに受け取った物品があるときは、その申込みを拒絶したときであっても、**申込者の費用をもってその物品を保管しなければならない**。当該規定は、商取引の迅速性を高めると同時に、商人に対する申込者の信頼を保護する趣旨である。商取引においては、契約の申込みと同時に、契約の目的物の品質などを知らせるために契約の目的物の全部または一部を送付することが多い。このような場合に、契約の相手方である商人に当該物品の保管義務を課すことによって、申込者も安心して目的物を送付することができ、商取引の迅速性を高めることができるのである。ただし、物品の価額が保管費用を支払うのに足りないような場合や保管によって商人に損害を与えるときにまで保管義務を課すのは適当ではないため、この場合は、物品保管義務は課されない（商法 510 条ただし書）。
- ウ. ○ 商法 513 条 1 項。商人間において金銭の消費貸借をしたときは、貸主は、特に約定しなくても、法定利息を請求することができる。商人である貸主は、営利を目的として活動しているし、貸主としては、貸付けをしていなければ、金銭を他で有利に運用できたはずである。そこで、特に約定しなくても、商人である貸主は、法定利率による利息を請求できるとされている。この規定は、小商人にも適用されるので、本肢は正しい。
- エ. ○ 商法 515 条。流質契約とは、債務不履行の場合に、質権者が質物の所有権を取得すること、または、質物を任意の方法により売却し優先弁済にあてることを契約することをいう。商行為によって生じた債権を担保するために設定した質権については、流質契約を締結することが認められる。商人は、自己の利害を慎重に計算して合理的に判断することができ、自衛能力を有するため、民法のように質権設定者を保護する必要がないから、商行為によって生じた債権を担保するために設定した質権に流質契約が認められている。

問題 3

正解 4 （難易度：A）

- ア. × 発起人の資格については制限がない。すなわち、自然人だけでなく、**法人も発起人となる**ことができる。
- イ. ○ 34 条 1 項、63 条 1 項対比。株式会社の設立時において、現物出資は重い責任が課せられている発起人のみに認められている出資方法であるため、設立時募集株式引受人は、金銭出資のみが認められており、現物出資は認められていない。
- ウ. ○ 63 条 3 項。設立時募集株式引受人には、発起人のような失権手続（36 条）は設け

られていない。設立時募集株式の引受人は、それぞれの払込金額の払込みをしないときは、当該払込みをすることにより設立時募集株式の株主となる権利を失う。

- エ. × 839条。株式会社の設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、法的安定性を確保するために判決の遡及効は阻止され、当該株式会社の設立は、将来に向かってその効力を失う（将来効）。

問題 4 正解 2 （難易度：A）

- ア. ○ 27条1号。株式会社の目的は、定款の絶対的記載事項である。
- イ. × 株式会社の資本金の額は、**定款に記載する必要はないが**、絶対的登記事項とされている（911条3項5号）。
- ウ. ○ 27条3号。株式会社の本店の所在地は、定款の絶対的記載事項である。これに対して、支店の所在地については、定款に記載する必要はない。
- エ. × 株式会社の設立時発行株式の数は、**定款に記載する必要はない**。なお、発行済株式総数は、絶対的登記事項とされている（911条3項9号）。

問題 5 正解 1 （難易度：A）

- ア. ○ 107条2項1号ロ、108条2項4号。投下資本の回収手段を保障する必要性から、定款による譲渡制限は、なるべく限定的に解釈する必要がある。一定の場合においては承認したものとみなす定款の定めは、会社法が認める制限を加重するものであってはならず、また、株主平等原則（109条1項）に反する定めも認められない。
- イ. ○ 最判昭63年3月15日。判例は、会社に対する関係では譲渡は無効であるから、会社は譲渡人を株主として取扱う義務があるとする。
- ウ. × 134条4号。株式取得者が取得した株式が譲渡制限株式である場合には、当該株式取得者は、株式会社に対し、名義書換を請求することができない（134条柱書本文）。譲渡制限株式の趣旨を没却させないためである。ただし、① 当該株式取得者が当該譲渡制限株式を取得することについて、株式会社から譲渡承認（136条）を受けている場合、② 当該株式取得者が当該譲渡制限株式を取得したことについて、株式会社から取得承認（137条1項）を受けている場合、③ 当該株式取得者が、指定買取人（140条4項）である場合、④ **当該株式取得者が、相続その他の一般承継により譲渡制限株式を取得した者である場合は、名義書換を請求することができる**。④の場合に名義書換請求が認められるのは、譲渡制限株式の制限は、売買等の特定承継にのみ適用され、相続等の一般承継には適用されないためである。
- エ. × 143条2項。譲渡等承認請求者は、指定買取人による通知を受けた後は、**当該指定買取人の承諾を得た場合に限り、その請求を撤回することができる**。

問題 6 正解 3 （難易度：B）

- ア. ○ 振替法140条。振替株式については、意思表示だけで有効に譲渡することはでき

ず、振替口座簿への記載または記録により株式を譲渡する。

- イ. × 少数株主権等とは、基準日を定めて基準日株主に行使の機会を与える権利以外の株主権をいう。ここでいう「基準日を定めて基準日株主に行使の機会を与える権利」とは、集团的権利行使の形で行使される株主権のことである。つまり、少数株主権等は、集团的権利行使以外の形で個別に行使される株主権を指す。具体的には、共益権であれば、株主名簿閲覧請求権（125条）、責任追及等の訴え（株主代表訴訟）の提起権（847条）、株主総会招集請求権（297条）等、自益権であれば、株式買取請求権（116条等）である。「少数」株主権等とあるが、集团的権利行使以外の形で個別に行使される株主権であれば、単独株主権も少数株主権等に該当する。

株主が少数株主権等を行使する場合には、必ず個別株主通知が必要になる（振替法154条3項）。すなわち、株主名簿に記載のある名簿上の株主でも、少数株主権等を行使するためには、個別株主通知をしなければならないのである。ここで、個別株主通知制度により少数株主権等を行使する場合には、会社法130条1項（株主名簿の名義書換が会社に対する対抗要件であるという規定）は適用されない（振替法154条1項）。なぜなら、個別株主通知制度は、振替口座簿の記載を基準に少数株主権等の行使を認める制度であるからである。

- ウ. × 最判平22年12月7日。判例は、振替株式発行会社が全部取得条項付種類株式の取得価格決定申立事件の審理において、申立人が株主であることを争った場合には、その審理終結までの間に個別株主通知がなされることを要するものと解している。
- エ. ○ 振替法161条2項。振替株式については、株主名簿の名義人と株主が必ずしも一致しないため、株主名簿上の株主に通知を行っても意味がないと考えられることから、公告が義務づけられているのである。

問題 7

正解 2 （難易度：A）

- ア. ○ 236条1項9号。新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、株式会社は新株予約権者にその端数について一定の金銭を交付しなければならない（283条柱書本文）。ただし、新株予約権を発行するときに、あらかじめ新株予約権の内容として、端数を切り捨てる旨を定めておけば、株式会社は新株予約権者に対して金銭を交付する必要はなく、その端数を切り捨てることができる（同条柱書ただし書）。
- イ. × 238条1項2号。株式会社が募集新株予約権を無償で発行するには、募集新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする旨を募集事項で定めなければならない。
- ウ. ○ 246条2項。新株予約権者は、株式会社の承諾を得て、金銭による払込みに代えて、払込金額に相当する金銭以外の財産を給付することができるし、また、当該株式会社に対する債権をもって相殺することができる（246条2項）。これらは、事前に定めておく必要もなく、検査役の調査なども必要はない。募集新株予約権の発行は、募集株式の発行等のような出資行為ではなく、新株予約権者にとって、募集新株予約権の払込みは会社に対する債務の履行にすぎないためである。金銭による払

込み以外の方法がとられることは通例ではないことから、株式会社の承諾を得ることを求められている。

- エ. × 自己株式の処分が募集株式の発行と同様の手続規制（199 条～213 条）に服するのに対して、会社法上、自己新株予約権の処分について、手続規制は存在していない。したがって、自己新株予約権の処分は、通常の資産の売却と同様に行うことができる。

問題 8

正解 3 （難易度：A）

- ア. ○ 327 条 1 項 2 号, 331 条 5 項。監査役会設置会社は、取締役会を置かなければならない。業務執行について取締役会を置かないという簡易な機関設計を採用したにも関わらず、監査について監査役会という複雑な仕組みを置く需要は想定しにくいから、これを認める必要はないからである。そして、取締役会設置会社では、取締役は 3 人以上でなければならないことから、本肢は正しい。
- イ. × 328 条。大会社は会計監査人を置かなければならない。大会社は規模が大きいことから、多数の株主や債権者等の利害関係者の存在が想定されるため、当該利害関係人の保護を図る趣旨で、会社の計算書類等の適正性の確保が必要となるのである。会計参与を任意で設置した場合でも、大会社は会計監査人の設置義務を免れることができないことから、本肢は誤りである。
- ウ. × 監査等委員会の構成員である監査等委員は、3 人以上で、その過半数は、社外取締役でなければならないとされている（331 条 6 項）。しかし、監査等委員以外の取締役を含めた全体の取締役の過半数が社外取締役であることは求められていない。なお、取締役の過半数が社外取締役である場合は、監査等委員会設置会社の取締役会は、その決議によって、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる（399 条の 13 第 5 項）。
- エ. ○ 2 条 12 号, 326 条 2 項。指名委員会等設置会社とは、指名委員会、監査委員会および報酬委員会（指名委員会等）を置く株式会社をいう。株式会社は、定款の定めによって、取締役会、会計参与、監査役、監査役会、会計監査人、監査等委員会または指名委員会等を置くことができる。つまり、株式会社において必ず設置が義務づけられている機関（株主総会および取締役）以外の機関を置く場合には、定款にその旨を定めなければならない。

問題 9

正解 2 （難易度：A）

- ア. ○ 300 条ただし書。株主総会は、株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く）の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる（300 条本文）。株主総会の招集手続についての規律は、株主に株主総会への出席の機会と十分な準備期間を与えることを目的としているので、議決権を行使することができる株主の全員が同意しているのならば、その省略を認めても問題はないからである。ただし、書面

投票または電子投票による議決権行使を認める旨を定めている場合は、招集手続を省略することはできない。書面投票または電子投票による議決権行使を認める旨を定めた場合は、株主総会参考書類および議決権行使書面の交付等（301条、302条）が必要となるためである。

- イ. × 304条本文。株主は、株主総会において、株主総会の目的である事項につき議案を提出することができる（議案提案権）。議案提案権は、取締役会を設置しているか否かを問わず、すべての株式会社において単独株主権とされており、**公開会社においても6か月の保有期間要件はない。**
- ウ. ○ 316条2項。株主による招集請求の規定（297条）により招集された株主総会においては、その決議によって、株式会社の業務および財産の状況を調査する者を選任することができる。株主による招集請求の規定により招集された株主総会には、少数株主の請求により取締役が招集した株主総会（297条1項）と、少数株主が裁判所の許可を得て自ら招集した株主総会（297条4項）との両者が含まれる。
- エ. × 341条。会計参与を解任する株主総会の決議は、定款の定めをもってしても、**定足数について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1未満に引き下げることとはできない。**株式会社の機関としての役員の地位の重要性から、できるだけ多くの株主の意思を反映させるためである。

問題10

正解 5 （難易度：A）

- ア. × 未成年者は、331条1項各号の欠格事由に定められていないので、**取締役となることができる。**
- イ. ○ 破産者であって復権を得ていない者は、331条1項各号の欠格事由に定められていないので、取締役となることができる。
- ウ. × 369条5項。取締役会の決議に参加した取締役であって、議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと**推定される。**議事録の記載または記録から取締役等の責任の範囲を明らかにすることは困難であるため、その立証を容易にするために当該推定規定が設けられている。
- エ. ○ 349条4項。代表取締役は、株式会社の業務に関する一切の裁判上または裁判外の行為をする権限を有する。したがって、会社を当事者とする訴訟において、会社を代表するのは代表取締役である。ただし、監査役設置会社と取締役の間の訴えにおいては、馴れ合い訴訟を防止するために、当該訴えについては、監査役が監査役設置会社を代表する（386条1項）。

問題11

正解 3 （難易度：A）

- ア. ○ 388条。監査役がその職務の執行について監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定めがある株式会社を含む）に対して、①費用の前払の請求、②支出した費用および支出の日以後におけるその利息の償還の請求、③負担した債務の債権者に対する弁済（当該債務が弁済期にない場合にあっては、

相当の担保の提供)の請求をしたときは、当該会社は、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、当該請求を拒むことができない。監査役の監査費用等の請求規定の趣旨は、監査役の独立性を確保することである。監査役に監査費用が職務の執行に必要であるという証明責任を負わせてしまうと、監査費用の支出に躊躇し、十分な監査を行うことができない危険性がある。そこで、会社法は、証明責任を会社側に転換することにより監査の充実を図っているのである。

- イ. × 383条1項ただし書。監査役は、取締役会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない(383条1項本文)。監査役が2人以上ある場合において、373条1項の規定による特別取締役による議決の定めがあるときは、監査役の互選によって、監査役の中から特に特別取締役による取締役会に出席する監査役を定めることができる。つまり、特別取締役による取締役会でも、原則は全監査役に出席義務があるのである。
- ウ. × 381条1項。監査役設置会社においては、監査役が2人以上ある場合であっても、各監査役が監査報告を作成する。これは、監査役会設置会社においても同様であり、各監査役が作成した監査報告に基づき、監査役会の決議によって、監査役会としての監査報告(監査役会監査報告)を作成しなければならないとされている(390条2項1号、会社法施行規則130条1項、会社計算規則128条1項)。
- エ. ○ 397条2項。会計監査人設置会社の監査役による会計監査は、会計監査人による会計監査を基礎として、計算書類とその附属明細書について行われるが(436条2項1号)、具体的には会計監査報告を受け、会計監査人の監査方法や結果が相当でないかどうかを判断する(会社計算規則127条2号)。そのため、監査役には、会計監査人に対する報告請求権が認められている。

問題12 正解 4 (難易度: B)

- ア. × 423条3項3号かっこ書。利益相反取引によって会社に損害が生じたときは、会社の承認の有無にかかわらず、① 直接取引において会社と取引をする相手方となる取締役または執行役、間接取引において利益を受ける取締役または執行役、② 利益相反取引をすることを決定した取締役または執行役、③ 利益相反取引に関する取締役会の承認決議に賛成した取締役(指名委員会等設置会社では、当該取引が会社と取締役との間の取引または会社と取締役との利益が相反する取引である場合に限る)は、その任務を怠ったものと推定される(423条3項)。したがって、執行役と指名委員会等設置会社との間の取引については、③に該当することがないため、当該取引を承認する取締役会の決議に賛成した取締役の任務懈怠は推定されない。
- イ. ○ 403条3項。執行役が退任した結果、執行役の最低法定員数である1人、または、定款で定めた員数を欠くに至ったときは、会社としては直ちに適任者を選び欠員を補充するべきであるが、それがかなわない事情が存在するときには、利害関係人は裁判所に申立てを行い、一時執行役の職務を行うべき者を選任することができる。
- ウ. ○ 416条4項各号参照。指名委員会等設置会社は、取締役会の決議により執行役を

選任し、その執行役に業務執行の決定権限を大幅に委任することによって、迅速な業務執行の決定を可能にしている。ここで、社債を引き受ける者の募集に関する重要な事項の決定は執行役に委任できない事項に含まれていないことから、取締役会の決議によって、その決定を執行役に委任することができる。

- エ. × 監査役設置会社において、監査役は、取締役が株主総会に提出しようとする議案、書類その他法務省令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令もしくは定款に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を株主総会に報告しなければならない（384条）。また、監査等委員会設置会社において、監査等委員は、取締役が株主総会に提出しようとする議案、書類その他法務省令で定めるものについて法令もしくは定款に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、その旨を株主総会に報告しなければならない（399条の5）。これに対して、**指名委員会等設置会社における監査委員には、これに対応する義務はない。**監査委員は、取締役として株主総会の議案等を検討し、これに法令違反等があると認めるときは、取締役会への報告（406条）により対応することが想定されているためである。

問題13

正解 2 （難易度：C）

- ア. ○ 最判平 16 年 7 月 1 日。会計帳簿等の閲覧等請求権は、請求の理由について基礎づける事実を立証するための材料を得る目的で行うものだからである。例えば、請求の理由が「取締役の特定の行為が違法であることを調査するため」だった場合に、閲覧等の請求権者は、取締役の行為が違法なものであることを立証できないからこそ請求権を行使するのであって、そのような事実の立証を請求時に要求すると、会計帳簿等の閲覧等請求制度の存在理由を否定することになり妥当ではない。したがって、判例は、請求の理由を基礎づける事実が客観的に存在することを立証する必要はないとしている。
- イ. × 最判平 16 年 7 月 1 日。判例は、株式の譲渡につき定款で制限を設けている株式会社において、その有する株式を他に譲渡しようとする株主が、株式の適正な価格を算定する目的でした会計帳簿等の閲覧等請求は、特段の事情がない限り、433 条 2 項 1 号が定める「**株主の権利の確保または行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき**」に該当しないとされている。
- ウ. ○ 最判平 2 年 11 月 8 日。閲覧請求の理由は、閲覧目的および閲覧させるべき会計帳簿やこれに関する資料の範囲を会社が認識することができる程度に具体的に示す必要がある。
- エ. × 最判 21 年 1 月 15 日。433 条 2 項 3 号は、「請求者が株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、またはこれに従事するものであるとき」を閲覧請求の拒否事由として挙げているが、判例は、この「実質的に競争関係にある」というためには、請求をしようとする株主が会社と競業をなす者であるなどの客観的事実が認められれば足り、**当該株主に会計帳簿等の閲覧謄写によって知り得る情報を自己の競業に利用するなどの主観的意図があることを要しないとされている。**

問題14 正解 5 (難易度：A)

- ア. × 238条1項各号参照。募集新株予約権を発行しても、当該新株予約権が行使されない限り株式が発行されることはないため、**資本金および資本準備金は増加しない**。なお、新株予約権の内容として、「当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項」を定める必要がある(236条1項5号)。
- イ. ○ 会社計算規則24条2項3項。
- ウ. × 445条4項、会社計算規則22条。株式会社が剰余金の配当をする場合には、株式会社は、資本金額の4分の1に達するまで、**当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に10分の1を乗じて得た額を資本準備金または利益準備金として計上しなければならない**。
- エ. ○ 447条3項。株式会社が株式の発行と同時に資本金の額を減少する場合において、資本金の額の減少の効力発生日後の資本金額がその日の前の資本金の額を下回らないときは、取締役の決定(取締役会設置会社では取締役会の決議)によって資本金の額を減少することができる。資本金の額が結果的に減少しないためである。

問題15 正解 6 (難易度：A)

- ア. × 持分会社の業務執行社員は**自然人に限られず、法人でもよい**。また、責任は有限责任または無限責任のいずれでもよい。法人が業務執行社員である場合には、当該法人は、当該業務を執行する社員の職務を行うべき者を選任し、その者の氏名および住所を他の社員に通知しなければならない(598条1項)。
- イ. × 590条1項。持分会社の社員は、定款に別段の定めがある場合を除き、当該持分会社の業務を執行する。つまり、持分会社の社員は全員が業務執行権限を有するのが原則であるが、**業務を執行する社員を定款で定めることができ、その場合は当該社員が業務執行権を有することになる**。
- ウ. ○ 586条1項。持分会社は、社員の人的信用を基礎としているため、持分の全部を譲渡した社員が持分会社の社員であることを信頼して取引を行った会社債権者を保護する趣旨である。
- エ. ○ 589条1項。誤認した相手方を保護するための規定である。

問題16 正解 4 (難易度：A)

- ア. × **このような規定はない**。なお、株式会社の純資産額が300万円を下回る場合には、剰余金の配当をすることができないとされている(458条)。
- イ. ○ 会社法上の会社(2条1号)のすべてが社債を発行することができる(2条23号)。つまり、株式会社のみならず、**持分会社も社債を発行することができる**。また、特例有限会社も会社法上の株式会社であることから、社債を発行することができる。なお、外国会社(2条2号)は会社法上の会社ではないため、会社法上の社債を発行することはできない。

- ウ. ○ 705 条 1 項。社債管理者は、社債権者のために社債に係る債権の弁済を受け、または、社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上または裁判外の行為をする権限を有する。
- エ. × 348 条 1 項 2 項。募集社債に関する事項の決定は、金銭の借入れと同様に業務執行の決定であるため、取締役会等の業務執行機関がその決定をすることになる。つまり、組織法上の行為ではなく、業務執行の一環であることから、**株主総会で決定する必要はない**。取締役会非設置会社の場合、募集社債に関する事項は、**取締役の決定で行い** (348 条 1 項 2 項)、各取締役に決定を委任することもできる (同条 3 項各号参照)。

問題17

正解 3 (難易度：B)

- ア. ○ 789 条 1 項 2 号。債権者にとっては、債務者が分割会社から承継会社に交代することとなるためである。これに対して、吸収分割後も吸収分割株式会社に対して債務の履行を請求することができる吸収分割株式会社の債権者については、異議を述べることはできない。なぜなら、分割会社は、承継会社から吸収分割による対価の交付を受けているため、分割の前後では、分割会社の資産状態には実質的な変動がなく、当該債権者が不利益を受けるおそれがないといえるからである (例外として、人的分割類似行為をする場合は異議を述べるることができる (789 条 1 項 2 号かつこ書))。
- イ. × 799 条 1 項 3 号。株式交換をする場合において、**株式交換完全子会社の株主に対して完全親会社の株式以外の財産を交付する場合であり、かつ、当該財産の額が株式交換の対価総額の 20 分の 1 を超えるとき** (794 条 3 項かつこ書、会社法施行規則 198 条) は、完全親会社の債権者は、**株式交換完全親会社に対し、株式交換について異議を述べる**ことができる。なぜなら、株式以外を対価とする場合については、会社財産が変動することになるので、取得する完全子会社の株式の価値よりも高い不当な対価を完全子会社の株主に交付してしまうと、債権者に重大な影響を与えるからである。

また、株式交換をする場合において、**株式交換契約新株予約権が新株予約権付社債に付された新株予約権である場合** (768 条 1 項 4 号ハ) は、完全親会社の債権者は、**株式交換完全親会社に対し、株式交換について異議を述べる**ことができる (799 条 1 項 3 号)。この場合は、完全子会社の社債が完全親会社に承継されることになるので、完全親会社の金銭債務が増加し、債権者に重大な影響を与えるからである。

- ウ. × 810 条 1 項 2 号かつこ書。新設分割後に新設分割株式会社に対して債務の履行 (当該債務の保証人として新設分割設立会社と連帯して負担する保証債務の履行を含む) を請求することができない新設分割株式会社の債権者は、新設分割株式会社に対して、新設分割について異議を述べる**ことができる** (810 条 1 項 2 号)。当該債権者にとっては、債務者が分割会社から設立会社に交代することとなるためである。これに対して、新設分割後も新設分割株式会社に対して債務の履行を請求することができる新設分割株式会社の債権者については、異議を述べる**ことができない**。な

ぜなら、分割会社は、設立会社から新設分割による対価の交付を受けているため、分割の前後では、分割会社の資産状態には実質的な変動がなく、当該債権者が不利益を受けるおそれがないといえるからである。

ただし、新設分割後も新設分割株式会社に対して債務の履行を請求することができる新設分割株式会社の債権者であっても、新設分割株式会社が人的分割類似行為（763 条 1 項 12 号）をする場合については、当該債権者は新設分割株式会社に対して異議を述べることができる。すなわち、**分割会社が人的分割類似行為をする場合は、分割会社の全債権者が異議を述べるので**ある。人的分割類似行為をする場合、分割会社の財産が減少することとなるし、財源規制もないことから、新設分割後も分割会社に対して債務の履行を請求することができる分割会社の債権者であっても不利益を受けることとなるためである。

- エ. ○ 810 条 1 項 3 号。株式移転計画新株予約権が新株予約権付社債に付された新株予約権である場合は、当該新株予約権付社債についての社債権者は、株式移転完全子会社に対し、株式移転について異議を述べるができる。この場合は、当該新株予約権付社債の社債権者の地位が、完全子会社の債権者の地位から、完全親会社の地位に変更されるためである。

問題18

正解 5 （難易度：A）

- ア. × 828 条 1 項 7 号。非公開会社であっても、吸収合併の無効は、吸収合併の効力が生じた日から**6か月以内**に限り、主張することができる。
- イ. ○ 846 条の 2 第 1 項。売渡株式等の取得の無効は、取得日から 6 か月以内（対象会社が非公開会社である場合は 1 年以内）に限り、主張することができる。対象会社が非公開会社の場合に提訴期間が 1 年に延長されている理由は、対象会社が非公開会社の場合には、公開会社の場合に比べて利害関係者が少なく、法的安定性の確保の観点から提訴期間を短期間に限定する必要性が比較的少ないためである。
- ウ. × 事業譲渡は、会社分割などの組織法上の行為と異なり、取引法上の行為であるから、**会社法上特別の訴えの制度は設けられていない**。したがって、**民法の一般原則によりその無効を主張することができる**。
- エ. ○ 828 条 1 項 9 号。吸収分割の無効は、吸収分割の効力が生じた日から 6 か月以内
に限り、主張することができる。

問題19

正解 1 （難易度：B）

- ア. ○ 金商法 15 条 1 項。有価証券の発行者、売出人、引受人、証券会社等は、届出の効力が生じていなければ、目論見書の交付の有無にかかわらず、有価証券を募集または売出しにより取得させ、または売付けてはならない。なお、有価証券届出書を提出した段階では、有価証券の募集または売出しについての勧誘行為を行えるのみであり、投資者に有価証券を売付けることはできない。
- イ. ○ 金商法 15 条 2 項 1 号。適格機関投資家に取得させ、または売付ける場合は、当該

適格機関投資家から目論見書の請求があった場合を除き、目論見書の交付義務が免除される。なぜなら、適格機関投資家は、投資に関する職業的専門家であるため、目論見書によらなくても発行会社の内容を十分に知る立場にあるからである。

- ウ. × 金商法 25 条 1 項各号参照。目論見書とは、有価証券の募集または売出し、適格機関投資家取得有価証券一般勧誘または特定投資家等取得有価証券一般勧誘のために当該有価証券の発行者の事業その他の事項に関する説明を記載する文書であって、相手方に交付し、または、相手方から交付の請求があった場合に交付するものをいう。有価証券届出書は間接開示書類であるため、投資者が必ず情報を入手することができるとは限らない。そこで、目論見書を投資者に直接交付することにより、投資者への情報提供を確実にしているのである。つまり、目論見書は直接開示書類であることから、**公衆縦覧には供されない**。
- エ. × 目論見書の交付義務に違反して有価証券を取得させた者は、これを取得した者に対し当該違反行為によって生じた損害を賠償する責任を負う（金商法 16 条）。この責任額について、**問題文のような推定規定は設けられていない**。

問題20

正解 6 （難易度：A）

- ア. × 金商法 27 条の 2 第 1 項柱書，金商法施行令 6 条 1 項各号参照。公開買付規制は、会社支配権の移動を伴う取引に着目した制度である。したがって、**株主総会の議決権と関係のない国債証券は公開買付けの対象とはならない**。
- イ. × 金商法 27 条の 2 第 1 項柱書，金商法施行令 6 条 1 項各号参照。**株主総会の議決権と関係のない特定電子記録債権は公開買付けの対象とはならない**。
- ウ. ○ 金商法 27 条の 2 第 1 項柱書，金商法施行令 6 条 1 項 1 号。
- エ. ○ 金商法 27 条の 2 第 1 項柱書，金商法施行令 6 条 1 項 1 号。